## 教育公報

## 三重県教育委員会

目 次

お知らせ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 ...... 人 材 政 策 室 1頁

お 知 ら せ

平成22年6月25日付け三重県公報号外に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

布します。 条例第二号)の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県

平成二十二年六月二十五日

三重県人事委員会委員長 飯田 俊 同

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり 子

三重県教育委員会規則第六号三重県人事委員会規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

|三重県教育委員会規則 |公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年||三重県人事委員会規則 |三重県人事委員会規則

則をここに公布します。

第七条の六の前の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条を次のように改める。

第七条の六 削除

後段として次のように加える。 九条の二の規定による時間外勤務の免除」を、「第九条第二項」の下に「又は条例第九条の二」を加え、同項に第七条の七第一項中「職員は、」の下に「条例第九条第二項の規定による」を、「の制限」の下に「又は条例第

る期間とが重複しないようにしなければならない。この場合において、条例第九条第二項の規定による請求に係る期間と条例第九条の二の規定による請求に係

**二」を加える。 を「条例第九条第二項又は条例第九条の二」に改め、同条第五項中「第九条第二項」の下に「又は条例第九条の又は条例第九条の二」に改め、同条第三項中「第九条第二項」の下に「又は条例第九条の二」を加え、「同項」第七条の七第二項中「第九条第二項」の下に「又は条例第九条の二」を加え、「同項」を「条例第九条第二項** 

規定による請求にあっては三歳に」に改める。校就学の始期に、条例第九条第二項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に、条例第九条第二項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に、条例第九条の二の中「第九条第二項」の下に「又は条例第九条の二」を加え、「同条」を「これら」に改め、同項第二号中「小学第七条の八第一項中「第九条第二項」の下に「又は条例第九条の二」を加え、同項第四号を削り、同条第二項

二項」と、「ならない。この場合において、条例第九条第二項の規定による請求に係る期間と条例第九条の二のによる時間外勤務の免除」とあるのは「制限」と、「第九条第二項又は条例第九条の二」とあるのは「第九条第のは「要介讀者」と」を削り、「前条第一項第一号」を「第七条の七第一項中「制限又は条例第九条の二の規定第一項第四号並びに第二項第一号及び第二号」を「前条第一項第三号」に改め、「、同項第三号中「子」とある第七条の九中「第七条の五第一項第四号、第七条の六」を「第七条の五第一項第三号及び第四号」に、「前条

は「同項」に改める。の二」とあるのは「第九条第二項」と、」を加え、「から第三号まで」を「又は第二号」と、「これら」とあるのは「第九条第二項」と、同項第一号」に改め、「同条第二項中」の下に「「第九条第二項又は条例第九条の三」とあるのは「第九条第二項又は条例第九条の二」とかるのは「第九条第二項又は条例第九条の二」とののは「同項に」と、同条第五項中「第九条第二項では条例第九条の二に」とあるのは「同項に」と、同条第五項中「第九条第二項又は条例第九条の二の」とあるのは「同項に」と、「条例第九条第二項又は条例第九条の二の」とあるのは「第九条第二項又は条例第九条第二項又は条例第九条第二項又は条例第二項又は条例第二項とは条例第二項とは条例:と、「条例第二項とは条例:」と、「各名のは「ならない」と、同条第二項

号の次に次の一号を加える。日の次に次の一号を加える。日)」を加え、同条中第三十二号を第三十三号とし、第十五号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十四第十二条第十四号中「四日」の下に「(中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、八

ては、十日)の範囲内の期間め勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年における五日(要介護者が二人以上の場合にあっ十五 要介護者の介護その他の県委員会が人事委員会と協議して定める世話を行う職員が、当該世話を行うた

第十五条第二項中「及び第十四号」を「、第十四号及び第十五号」に改める。

第二字

- この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。
- 用されたものとみなす。の休暇については、改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十二条第十四号の休暇として使っ この規則の施行日前に使用された改正前の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十二条第十四号

発 行津市広明町13番地重県教育委員会

印刷 利有限会社第一プリント社